

2022年2月1日開催・法務省再犯防止推進計画等検討会意見

清水 義恵

- 1 再犯防止推進計画により様々な分野において改革、進展があり、2年以内再入率の低下も認められたことは評価できる。

一方で、出所後5年や10年のスパンで見るとなお多くの再犯者がいる。孤独・孤立に陥りやすい元出所者とどれだけ長くつながり支援していけるかがこれからの課題であり、国・自治体・民間の連携による「息の長い支援」体制の整備が必要といえる。

併せて、当事者の目線で考えれば、地域で安心して暮らしていくためには、住居等の物理的な居場所だけでなく、身近な相談場所等の心理的な居場所が重要であり、この点、自治体にはより大きな役割を果たしていくことが期待されるだろう。

このようなことを、次期再犯防止推進計画に盛り込むべき具体的施策を議論する前に、基本理念として明確にし、また、次期再犯防止推進計画の冒頭に明示すべきである。

その上で、このような基本理念の下、次期再犯防止推進計画に盛り込むべき具体的課題や取り組みとして、以下の事項が考えられる。

- 2 更生保護施設はすべての保護観察所管内に設置されているが、その運営は基本的に一人一日単位の委託（費）によって運営されており、現状のままでは委託、受入れ件数の減少やニーズの地域偏在等により、その事業持続性が厳しい施設も出てくるものと想定される。

満期釈放者や起訴猶予者などの更生緊急保護の対応がなお必要とされており、保護観察所に対応して少なくとも1施設は必要と考えられてきた。そのような使命に答えて関係者は地域の理解を得るための粘り強い努力を重ねて設置し今日に至っており、今後とも地域で目に見える更生保護事業の拠点としての役割が期待される。いちどその存在が地域で後退すると再建は極めて困難になるし、国が自ら設置、運営するのはなお困難であろう。

実態は刑事施設でもなく福祉施設でもない位置づけで、その持続性の確保をどう講じていくかが難しくなっている現状において、国の制度設計の観点から喫緊の課題として取り組む必要があるだろう。専門職員の増配置、委託費予算の見直しによる財政的支援の抜本的な拡充は急務と考える。

- 3 満期釈放者対策において更生保護施設の役割が期待されているが、近年の受入れ実態からみると、特別調整には乗らないが生きづらさの窮まってきたような人たちが年々多くなっている。このような人たちの円滑な受入れを進めていくためには、満期釈放ではなく仮釈放にして関係者の関わりを厚くすること、生活環境調整段階から当事者にかかる支援情報の共有を図ること、協力雇用主の職種の多様化や一次産業との連携を図ること、

居住支援法と連携した住居確保・見守り支援の強化などの方策を一層講じることが必要と考えられる。

また、生きづらさの深刻化への対応という面では、近年、特別調整の仕組みにより司法と福祉の連携強化が進んでいるが、司法と医療の連携はまだ十分とはいえない。矯正施設内から地域医療にシームレスに移行できる仕組みの検討なども必要であろう。

- 4 重層的な問題を抱えている人ほど、的確なアセスメントに基づく生活環境調整の充実、緊密化が一層必要である。帰住先（住居支援）や就労の調整、心身の医療の配慮等の調整が緊密に情報共有されていないと、それぞれの仕組みでは手が打たれていても活かされないし、むしろ混乱することもある。

それらの支援等が矯正施設内から社会内へとシームレスにつながるよう矯正施設での処遇と生活環境調整のプロセスを一層共有・連動し、支援の実効性を高めるような情報のコントロールを地方更生保護委員会、あるいは保護観察所において矯正施設との連携を深めながら詰めていく必要がある。

- 5 取り分け、更生保護施設が受け入れている少年についてはその多くが何らかの障害を抱えていて、出口の見えない処遇の難しさを実感している。このような少年に対する少年鑑別所の知見を活かし、少年院の処遇において把握された知見も加えて、保護観察所と共に必要に応じたケア会議を開催してサポート態勢を強化することで、更生保護施設の行き場のない負担が何らかの方向性を得ることができ、受入れを躊躇うことも少なくなるのではないかと考えられる。

- 6 更生保護施設における訪問支援の取り組みがモデル事業として始まったが、これは文字どおりの息の長い取り組み、丁寧な寄り添いを可能にするものであり、まだ4か月を経た段階ではあるが、当事者の人たちからも「自立」が「独り」にならないという実感があって歓迎されている。再犯防止の観点から更生保護施設の機能を活かした高い実効性が期待される取り組みと考えられ、今後早期に全国展開を期待したい。

- 7 上記1にも関連するが、更生保護事業は地域において、立ち直り支援を必要とする誰もが駆け込める目に見える拠点が無い。関係機関・民間の支援団体、専門職、あるいは関心のある方等が気軽に立ち寄り、情報交換する拠点が無い。更生保護事業者の総合力向上や情報共有、立ち直り支援を必要とする人に見える駆け込み場所、さらには関心のある誰もが立ち寄りやすいオープンな場所、そういう機能を備えた地域における拠点が今後必要とされている。その点で、来年度に予算がついた更生保護地域連携拠点の取り組みには注目している。

国・自治体・民間事業者の協力で立ち直りの共助センターを設置することを検討する時期に来ていると考える。このような取り組みを実効性あるものとするためには、国と自治体の情報共有の在り方や財政的支援などの検討も必要であろう。また、その前提として、自治体に再犯防止に関する取組への理解をより深めてもらい、再犯防止推進計画未策定のところにはその策定を求め、主体的に取り組んでいただくことを一層期待した

い。

- 8 保護司のなり手不足が指摘されて長いですが、もともと昭和25年制定の定員5万2,500人をベースに考える必要があるかどうか、そこから議論すべきであろう。それを前提にした充足率の議論は意味がないし、現場での実際の人員不足や人材や年代の多様化の在り方をもっと具体的に詰めて検討すべきであろう。人員不足は地域偏在の問題もあろう。

これからの時代の変化に応じて柔軟に対応できる保護司制度の形を議論していく必要があるが、そこで大切にしておきたいことは、数的指標や広報だけでなく次のようなポイントであると考えます。

- ①保護司はもともと広く地域づくりの要の人たち、地域づくりに関わっている人たちがそのネットワークの中で多く参加してきた。調査結果では「犯罪や非行をした人々への指導や援助」が参加動機としては少なく、「知人から勧められて」が参加動機の7割以上を占めているのもそのことを推測させる。
- ②そのため、ほとんどの保護司が「保護司になったときの不安」があるとしている。だからこそ保護司の不安に寄り添うサポートができていくかどうかの検討が必要である。私たちは「保護司は保護司になっていく」という言い方をしてきた。専門家でない、しかし誰よりも地域と地域の人を大切に思い、自分の住む地域を誰も取り残さない心豊かな支え合いのある地域にしようと思っ様々な活動をしている人たちが保護司としても参加し、様々な当事者と関わる経験をして保護司になっていく、当事者と共に成長していくという。このようにして保護司になった人たちが地域のソーシャルキャピタルなのである。そのような人たちがいて更生保護、更生支援が地域に受け入れられていくのである。保護司は辞令を受けて保護司になるのではないということを認識して、この保護司になっていくプロセスにしっかり寄り添っているかを制度としても確認しなければならない。
- ③そのためには更生保護が地域とどのようにかわり、地域に入っていくかが今後とも大切であるし、その地域の多様化をも理解して新たなボランティア層などその多様な人々と交流していく必要がある。更生保護サポートセンターはそういう場所としても充実していく必要がある。
- ④取り分け、保護観察所自身ももっと地域に開かれ、地域の各分野に入っていくことが大切である。そのような体制整備を進め、地域づくりの一員としての参加、更生保護に関する専門的知識を活かした地域への貢献などが求められる。
- ⑤保護司制度は、高度成長期には研究者から地域変容とともに衰退するとまで指摘されたこともあるが、地域づくりの関わる人たちが保護司であったからこそ持続され、これまで現在をはるかに上回る保護観察対象者を抱えた時代も乗り切ってきたが、率直に言って今は処遇困難な人々が増加したことにより、保護司に対する役割期待が重くなっている。事務的にも行政処理上の要求で細かい負担が増している。

保護司になってくれた人たちが時間をかけて保護司として成長していくよう、丁寧に寄り添い、事務的な負担の軽減、役割期待を適正化するほか、自治体による保護司等への支援の促進や、社会的評価の向上を図っていくことが求められているのではないだろうか。

⑥保護司の人員不足を補うために有償で専門家を活用するという考え方もある。しかしそれは上記のような保護司制度への期待とは異質である。保護司として専門家が参加してくれるのは歓迎するし、今でも限られてはいるがいらっしゃる。保護司制度を支えていただいている。

しかし、有償で専門的機能を提供していただくのであれば、むしろ多くの専門家やその活動セクションが更生支援に門戸を広げる方策を検討していただき地域の保護司活動と連携していただくことを大いに期待したい（現に更生保護サポートセンターが実施する薬物依存者のミーティングに専門家や自助グループが参加している例も出てきている。それは専門家や当事者が参加する場を更生保護の側が用意し開いていくことでもあるが。）。

- 9 保護観察所への期待も多様化し複雑化している。冒頭に述べた国・自治体・民間の連携による息の長い支援を実現していくためには、自治体の参加や民間の力の活性化とともに、何よりもその中核となるべき保護観察所の権限を明確にし、地域に入っていく体制を拡充することが不可欠であることも指摘したい。